

(仮称) 新南部工場施設整備・運営事業

落札者選定基準書

平成 2 2 年 1 2 月 2 8 日

福岡都市圏南部環境事業組合

福岡都市圏南部環境事業組合(以下「組合」という。)は、(仮称)新南部工場施設整備・運営事業(以下「本事業」という。)を「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。)に則り、DBO(Design:設計, Build:施工, Operate:運営)方式により実施することとした。

この「(仮称)新南部工場施設整備・運営事業 落札者選定基準書」(以下「落札者選定基準書」という。)は、総合評価一般競争入札により落札者を選定するにあたり、応募者から提出される技術提案書等を客観的に評価するための審査項目及び方法等を示すもので、応募者の行う提案に具体的な指針を与えるものであり、「(仮称)新南部工場施設整備・運営事業 入札説明書」(以下「入札説明書」という。)と一体のものである。

- 目 次 -

I . 用語の定義	1
II . 落札者選定の手順	2
III . 資格審査（第 1 段階）	3
IV . 対面的対話（第 2 段階）	3
V . 本審査（第 3 段階）	3
1 . 技術提案書類及び入札書等の確認	3
2 . 形式審査	3
3 . 非価格要素審査	3
4 . 入札金額の確認	4
5 . 価格審査	4
6 . 総合評価	4
VI . 落札者の決定	4
別紙 1 定量化審査について	5
1 . 定量化審査の審査項目と配点	5
2 . 非価格要素審査における点数化方法	6
3 . 価格審査における点数化方法	6
4 . 総合評価点の算定方法	6
別紙 2 定量化審査において審査する項目及び視点	7

I. 用語の定義

本落札者選定基準書で用いる用語を以下のとおり定義する。

落札者	応募企業又は応募グループのうち、本事業を実施する者として選定された者をいう。
本施設	本事業において整備を予定している(仮称)新南部工場の建築物、敷地、プラント等の全てをいう。
設計・施工業務	本施設の設計・施工に係る業務をいう。
運営業務	本施設の運営に係る業務であり、運転業務、維持管理業務(運営マニュアル・維持管理計画の作成及び改定業務、機能維持のための点検整備・補修・設備更新を含む。)、清掃業務、保安警備業務、環境管理業務等からなる。
運営事業者	応募企業又は構成員が出資を行い、本施設の運営業務を担当するために設立される特別目的会社をいう。
応募企業	本事業の入札に単独で参加する企業をいう。
応募グループ	本事業の入札に一体として参加する企業グループをいう。
応募者	応募企業、応募グループの総称をいう。
構成員	応募グループに参加する企業のうち、運営事業者に出資する企業をいう。
審査委員会	PFI法に則った本事業の実施方針の策定及び特定事業の選定、また落札者の選定等に関する審議等を目的に組合が設置する、学識経験者等で構成された「福岡都市圏南部環境事業組合可燃ごみ処理施設整備・運営事業者審査委員会」をいう。
要求水準書	(仮称)新南部工場施設整備・運営事業 要求水準書をいう。
提案書類	応募者が本事業の応募に際し、組合に提出するものとして、入札説明書に規定する、資格審査申請書類、技術提案書類及び入札書の総称をいう。
資格審査申請書類	応募者が本事業の応募に際し、組合に提出する提案書類の一つであり、入札説明書に規定する、参加表明書、メンバー構成表、資格審査申請書、入札参加資格確認書類、委任状、印鑑届及び印鑑証明書等をいう。
技術提案書類	応募者が本事業の応募に際し、組合に提出する提案書類の一つであり、入札説明書に規定する、技術提案書、施設設計図書(設計仕様書、各種図面(全体配置画、車両動線計画図、プラント機器配置図等)、設備概要説明図書、設計計算書等とし、詳細内容は、第43号様式に記載する。)及び提案図書参考資料等の図書をいう。

II. 落札者選定の手順

落札者選定における総合評価一般競争入札は、図 - 1 に示す手順で実施する。

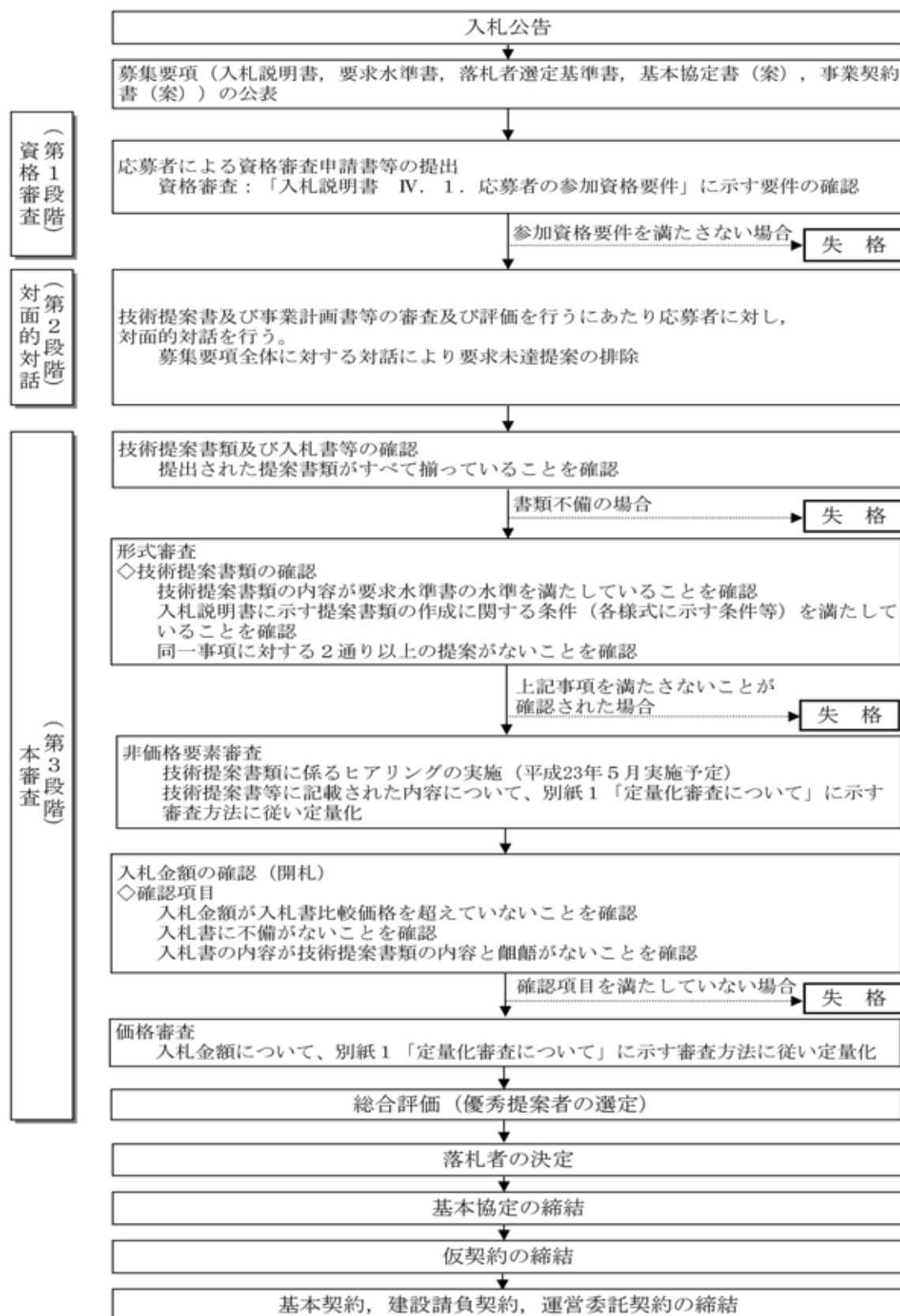


図 - 1 落札者選定の手順

III．資格審査（第１段階）

組合は、応募者から提出された資格審査申請書類を基に、応募者が「入札説明書 １．応募者の参加資格要件」に示した要件を満たすことの確認を行う。

なお、参加資格要件を満たすことが確認された応募者のみ、対面的対話及び本審査に参加できることとし、参加資格要件を満たすことが確認されなかった応募者は失格とする。

IV．対面的対話（第２段階）

組合は、技術提案書等の審査及び評価を行うにあたり、応募者に対し対面的対話を行う。

対面的対話は、「PFI事業に係る民間事業者の選定及び協定締結手続きについて（平成18年11月22日付 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ）」の趣旨に則り、公平性、透明性に配慮して行うものであり、本事業の有するリスクの認識や考え方の違いを、対面方式により対話を行うことで、組合と応募者の共通認識として持つことを目的とする。

具体的には、募集要項全体に対する対話により要求未達提案を排除すること等である。

V．本審査（第３段階）

１．技術提案書類及び入札書等の確認

組合は、応募者が提出した技術提案書類及び入札書等がすべて揃っていることを確認する。なお、すべて揃っていないことを確認できない場合は、書類不備とし、失格とする。

２．形式審査

組合は、応募者が提出した技術提案書類が形式審査項目を満たしていることを確認する。なお、形式審査項目を満たしていないことが確認された場合は失格とする。形式審査項目を満たしていることが確認された場合、非価格要素審査を行う。

（１）形式審査項目

技術提案書類の内容が要求水準書に示す要求水準を満たしていること。ただし、応募者の改善提案が対面的対話等で採択された場合はこの限りではない。

入札説明書に示す提案書類の作成に関する条件（各様式に示す条件等）を満たしていること。

技術提案書類の全体について、同一事項に対する２通り以上の提案がないこと。

３．非価格要素審査

（１）技術提案書類に係るヒアリングの実施

審査委員会は、応募者が提出した技術提案書類に係るヒアリングを実施する。

技術提案書類等の提出以後の平成 23 年 5 月に実施することを予定している。
応募者のプレゼンテーション及び質疑応答を行う。
技術提案書類に係るヒアリングの開催要領の詳細は、別途通知する。

(2) 定量化審査の実施

審査委員会は、技術提案書類に記載された内容について、「別紙 1 2 . 非価格要素審査における点数化方法」に従って点数化を行う。

4 . 入札金額の確認

組合は、応募者が提出した入札書を開札し、確認項目を満たしていることを確認する。なお、確認項目を満たしていないことが確認された場合は失格とする。確認項目を満たしていることが確認された場合、価格審査を行う。

(1) 確認項目

入札金額が入札書比較価格を超えていないこと。
入札書に不備がないこと。
入札書の内容が技術提案書類の内容と齟齬がないこと。

5 . 価格審査

審査委員会は、応募者が提出した入札金額について、「別紙 1 3 . 価格審査における点数化方法」に従って点数化を行う。

6 . 総合評価

審査委員会は、「別紙 1 4 . 総合評価点の算定方法」に従って総合評価点を算定し、総合評価点が最も高い提案を行った応募者を優秀提案者として選定する。

VI . 落札者の決定

組合は、総合評価で選定された優秀提案者を、落札者として決定する。

なお、優秀提案者が 2 者以上（総合評価点が同点）の場合は、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

別紙 1 定量化審査について

1. 定量化審査の審査項目と配点

定量化審査による得点が総合評価点の値となるため、その配点及び点数化基準については、事業期間にわたって施設を「信頼性」、「安全性」に配慮した整備・運営事業を行うことの必要性、重要性を勘案し、本事業に対する応募者が有すべき技術力及び創意工夫を期待する度合いにより設定した。したがって、審査項目は、組合が応募者の提案に期待している事項であり、配点はその重みを示すものである。

審査項目及び配点については、次のとおりである。なお、各審査項目における審査基準等の詳細については、「別紙 2 定量化審査において審査する点」を参照のこと。

審査項目			配点
大項目	中項目	小項目	
非価格要素審査 (600点)	設計・施工業務、 運営業務に関する事項 (360点)	施設計画	120点
		プラント性能	120点
		環境・循環型社会への配慮	120点
	運営計画・事業計画に関する事項 (240点)	運営計画の適切性	120点
		事業計画の適切性	120点
価格審査 (400点)	入札金額に関する事項 (400点)	入札金額	400点
合 計			1,000点

2．非価格要素審査における点数化方法

(1) 提案を求めている審査項目においては、次に示す 5 段階評価による点数化方法により点数を付与する。

評価	判 断 基 準	点数化方法
A	当該評価項目において、特に優れている	配点 × 1.0
B	当該評価項目において、優れている	配点 × 0.75
C	当該評価項目において、やや優れている	配点 × 0.5
D	当該評価項目において、要求水準を満足している（標準）	配点 × 0.25
E	当該評価項目において、要求水準を満足しているが物足りない	配点 × 0.0

(2) 各審査項目の得点については、各委員が個別に行った評価の平均値とする。なお、平均値を求める際は、少数第 2 位を四捨五入した値とする。

(3) (2) の結果をもとに、各応募者の点数の合計を非価格要素審査点として算定する。

3．価格審査における点数化方法

入札金額（第 15 号様式 - 1 に記載する金額をいう。）について、次の算定式により点数を付与する。なお、点数は少数第 2 位を四捨五入した値とする。

【価格審査点の算定式】
当該応募者の価格審査点 = $400 \text{ 点} \times \left(\frac{\text{最低入札金額}}{\text{当該入札金額}} \right)^2$

4．総合評価点の算定方法

「2．非価格要素審査における点数化方法」、 「3．価格審査における点数化方法」により算定した各応募者の審査点から、次に示す算定式により、各応募者の総合評価点を算定する。

【総合評価点の算定式】
当該応募者の総合評価点 = 当該応募者の非価格要素審査点 + 当該応募者の価格審査点

別紙 2 定量化審査において審査する項目及び視点

審査委員会では、以下の各項目について審査を行い、その内容に応じて、5段階評価により点数を付与する。なお、各項目については、各応募者の過去の経験等を踏まえた、要求水準より高い技術提案を評価するものとする。

審査項目		配点	審査する視点
1. 設計・施工業務、運営業務に関する事項			(360点)
施設計画 (120点)	屋外配置計画・外部動線計画 (第17号様式)	15点	敷地条件を踏まえた配置計画
		15点	安全性、利便性に配慮した配置計画及び動線計画
	屋内配置計画・屋内動線計画 (第18号様式)	15点	機能性、メンテナンス性及び安全性に配慮した配置計画及び動線計画
		10点	見学者等の安全性、利便性に配慮した配置計画及び動線計画
	意匠計画 (第19号様式)	15点	周辺景観と調和した意匠計画及び地域にとって親しみのあるデザイン計画
		10点	緑化計画及び空間計画
	構造計画 (第20号様式)	15点	プラント設計、意匠計画等との調整のとれた構造計画
	施工計画 (第21号様式)	15点	工事管理の適切性
	その他の提案 (第22号様式)	10点	施設計画に関して、上記以外に本事業にとって有効であると認められる提案があるか。
プラント性能 (120点)	設備の品質 (第23号様式)	20点	プラント機器の耐久性等
	処理技術の安定性・安全性 (第24号様式)	15点	過去のトラブル事例と改善策
		15点	点検、補修への配慮
		15点	安全・安定した運転への配慮
	ごみの受入方法 (第25号様式)	15点	搬入禁止物の混入防止対策
	ごみ質・ごみ量の変動への適応性 (第26号様式)	20点	ごみ質及びごみ量の変動に対する適応性
	最終処分場の負荷への配慮 (第27号様式)	10点	最終処分場の負荷の低減に関する提案
	その他の提案 (第28号様式)	10点	プラント性能に関して、上記以外に本事業にとって有効であると認められる提案があるか。

審査項目		配点	審査する視点
環境・循環型社会への配慮 (120点)	地球温暖化防止 (第29号様式)	15点	温室効果ガス削減への配慮
	環境保全性能 (第30号様式)	25点	環境保全性能(排ガス,排水,騒音,振動,悪臭等)
	省資源及び省エネルギー計画 (第31号様式)	20点	熱利用率向上への配慮
		20点	省資源・省エネルギーへの配慮
	環境教育 (第32号様式)	10点	環境教育への配慮
		10点	見学者対応方法の適切性
	環境情報発信機能 (第33号様式)	10点	環境情報発信機能への配慮
	その他の提案 (第34号様式)	10点	環境・循環型社会への配慮に関して,上記以外に本事業にとって有効であると認められる提案があるか。
2. 運営計画・事業計画に関する事項			(240点)
運営計画 (運転計画,維持管理計画,緊急時の対応等)の適切性 (120点)	運転計画 (第35号様式)	20点	人員配置の適切性(組織体制,運転体制,配置人員の技術,経験等)
		20点	運転計画の適切性
	維持管理計画 (第36号様式)	45点	維持管理計画等の適切性
	緊急時の対応 (第37号様式)	25点	地震,火災,停電,故障,その他緊急事態時の想定及びその対応
	その他の提案 (第38号様式)	10点	運営計画の適切性に関して,上記以外に本事業にとって有効であると認められる提案があるか。
事業計画 (事業の確実性,本組合との協調,地域との連携等)の適切性 (120点)	事業の実施体制 (第39号様式)	40点	運営事業者の経営方針及び構成員等の役割分担
	事業の確実性 (第40号様式)	40点	事業の安定化及びリスク管理
	本組合との協調,地域との連携 (第41号様式)	10点	組合が実施する住民対応や許認可申請手続きなどへの配慮
		20点	地元雇用,地元企業の活用,安全確保への対応
	その他の提案 (第42号様式)	10点	事業計画の適切性に関して,上記以外に本事業にとって有効であると認められる提案があるか。